

令和4年5月13日

予定価格の事後公表の実施に向けた試行について

名護市では、平成16年度から建設工事等の入札において予定価格を事前公表することで、入札の透明性・公平性の確保に努めてきましたが、予定価格を事前公表することにより、最低制限価格を類推し、その価格が目安となって適正な競争が行われにくくなることや、建設業者の積算努力を損なわせること等の意見もあることから、より適正な競争を確保するために予定価格の事後公表の実施に向け、試行することとしました。

1 試行実施対象案件

請負工事における土木及び建築に係るAクラス（5,000万円以上）の工事とする。

※詳細については、案件ごとにその都度、公告文書に記載します。

2 実施時期

令和4年5月1日以降の公告案件より適用します。

3 入札の執行について

基本的には、「名護市公募型指名競争入札実施要綱」、「名護市特定建設工事共同企業体事務取扱要綱」「入札心得」等に従い入札してください。

(1) 事後公表の入札執行に係る内容

予定価格を事前公表しない案件であることから、予定価格を上回る入札も失格になりません。また、最低制限価格の算定基準については、変更有りません。

(2) 入札時に提出する積算内訳書について

これまでどおり、入札時に積算内訳書を提出して下さい。

(3) 内容の質疑について

質疑がある場合には、従来どおり公告文で指定する期間に、担当課に質問書を提出して下さい。

(4) 不当な情報提供要求への対応について

担当職員等に対して、予定価格等を聞き出そうとするなど不当な情報提供の要求があったと認められた場合には、当該業者は情報を得たかどうかにかかわらず、指名停止措置等を受けることがあります。また、その内容を公表します。

【どのようなことが不当な働きかけになるのか】

不当な問合せや働きかけとは、入札及び契約手続きに関し、発注担当職員等に対して勤務時間の内外にかかわらず、契約事務手続きを開始してから落札決定の間に行われる行為で、問合せ方法は問わず、次に掲げるものをいいます。

- (1) 公表前に予定価格、最低制限価格を聞き出そうとする行為
- (2) 公表前に発注に関する情報を聞きだそうとする行為
- (3) 公表前に入札参加予定者名又はその数を聞きだそうとする行為
- (4) 非公表の設計金額等を聞きだそうとする行為
- (5) 特定の者への便宜、利益または不利益の誘導に繋がるおそれのある情報を聞きだそうとする行為及び依頼をする行為
- (6) 特定の者の競争入札への参加又は不参加を依頼する行為
- (7) 特定の者の受注又は非受注を依頼する行為
- (8) 特定の者に有利若しくは不利となる発注方法又は入札参加条件の選定を促す行為
- (9) その他契約事務全般に関して手続きの公正を害するおそれのある上記以外の要求をする行為

【不当な働きかけに該当しないもの】

- (1) 質問書及び回答書として処理するもの
- (2) 単に入札及び契約手続等に関する事実の確認であることが明らかなもの
- (3) 陳情書、要望書等の書面によるもの
- (4) 通常の営業行為の範囲であると明らかなもの

4 法令順守の徹底

予定価格の事後公表の試行実施にあたり、市職員についても、より一層の法令順守の徹底をしますので、入札に参加される皆様も、法令順守の徹底及び周囲に疑惑や不信を招かれることのないようにすること。

5 その他

今回の試行実施の状況及び入札結果を分析し、今後の方針を決定します。
また、万が一不正等があれば、試行を中止します。

担当課 名護市総務部工事契約検査課
連絡先 0980-53-1212 内線 255/189